

栃木県労働基準協会連合会

令和4年5月10日

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第59号

発行人

藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

栃木労働局からのお知らせ①（監督課）

2022年度 栃木の労働行政（抜粋）

※労働基準部及び労働基準監督署が中心となって推進する主な施策をご紹介します。施策の実施に当たり、引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

労働行政を取り巻く情勢等

新型コロナウイルス感染症の長期化する中、雇用の維持、安全で健康に働くことができる環境づくりが大きな課題となっています。

まずは安心して働くことができるよう職場環境の基盤を整備し、働くことを希望する全ての人が活躍できるような職場づくりに取り組み、さらに生産性向上を目指していくことが重要です。

さらに、少子高齢化・人口減少という構造的課題も変わらず存在しています。特に生産年齢人口の減少と高齢化により、労働供給が減少し、地域・社会の担い手が減っていくことに対応するために、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金の取組、そして、多様な働き方の実現に向けた働き方改革を実践していくことが不可欠です。

このような情勢のもと、栃木労働局は、「誰もが働きやすい職場づくり」を重点事項として以下の取組で実施します。

◆安全で健康に働くことができる環境の整備づくり

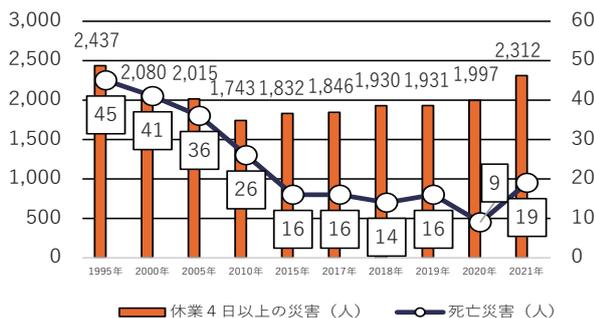
【労働災害防止計画関係】

2018年度にスタートした第13次労働災害防止計画では、2017年と比較して、2022年までに、死亡災害を15%以上、死傷災害を5%以上減少させることを目標としています。2018年から2020年の休業4日以上の労働災害（死傷災害）件数が、3年連続で増加し、2021年度は、死亡災害・休業災害も大幅に増加しました。

最終年となる2022年度は、目標達成のため、増加傾向にある「転倒」や腰痛など職場における労働者の作業動作を起因とする労働災害（以下「行動災害」等。）への対策について自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、安全衛生に対する機運醸成を図るなど一層創意工夫を凝らし、行政と労使が協力連携し、積極的かつ効果的に対策を講じます。

労働災害の発生状況（推移）

資料出典：栃木労働局業務資



【労働災害防止対策】

・第3次産業の災害の多くが小規模・零細企業のため安全意識が他に比べ相対的に低いことや行動災害が多くを占めるなどから、安全推進者の配置など意識の醸成を図る。

・陸上貨物運送業については、荷役作業などでの墜落・転落災害が依然として多いことから、荷役作業の安全対策ガイドラインの周知とともに、腰痛防止対策を図る。

・高齢労働者の特性に配慮した労働災害防止対策
・外国人労働者に配慮した安全衛生教育を推進のため、視聴覚教材等の周知を図る。

【労働者の健康確保対策関係】

・熱中症予防対策の徹底

・産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

・金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームのばく露防止対策をはじめ改正特定化学物質障害予防規則等の周知、指導及び石綿ばく露防止対策の周知徹底

・職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

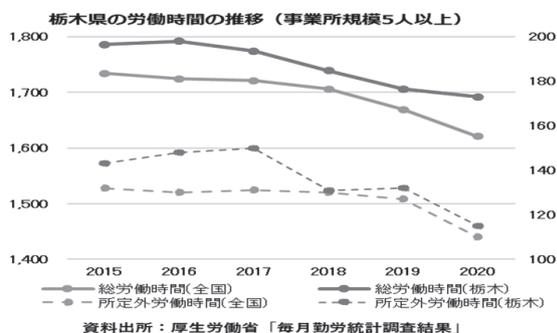
◆長時間労働の抑制

長時間労働や過重労働は、健康の確保を困難にします。

また、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因にもなっています。

こうしたことを防ぐため、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による労災請求が行われた事業場を対象に指導を行います。

中小企業の中には、この時間外労働の上限規制をはじめ働き方改革関連法の知識や労務管理体制が十分でない企業もあると考えられることから、法令遵守のための懇切・丁寧な対応を行います。



◆労災補償制度の適正な運営

- ・迅速・適正な労災補償の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求について、的確な労災決定の実施

◆労働保険制度の適正な運営

- ・労働保険の未手続事業の一掃
- ・労働保険料の適正徴収

◆労災かくしの排除

◆法定労働条件の確保等

- ・法定労働条件の確保のための指導、労働基準法等に対する相談、支援を実施
- ・外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

◆最低賃金制度の適正な運営

- ・最低賃金額の周知徹底

栃木労働局からのお知らせ②（監督課） 着任のご挨拶

栃木労働局労働基準部長 遠藤 光



4月1日付けで労働基準部長に着任しました遠藤と申します。

会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により厳しい経済状況が続く中、労働行政、とりわけ法定労働条件の確保に向けた取組につきまして、日頃格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢をみますと、有効求人倍率は令和3年12月に1.02倍となって以降上昇しており、一部に厳しさが残るものの、持ち直しの動きが広がりつつあるかと存じます。

労働基準行政についてみますと、長時間労働や賃金不払いに関する相談が依然として相当数に上っております。また、労働災害につきましても、令和3年における死亡者数は19名と前年と比べ2倍以上（10名増）となっており、休業4日以上の労働災害発生件数も2,313件と第13次労働災害防止計画期間中増加が止まらない状況に至っております。

栃木労働局におきましては、「誰もが働きやすい職場づくり」を目指し、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備、長時間労働の抑制・労働条件の確保等、労災補償制度の適正な運営を重点として、労働基準行政の施策を展開してまいります。

特に、労働災害の防止に関しましては、第13次労働災害防止計画の最終年に当たる今年度は、栃木県内における死傷災害の約4割を占める、転倒や腰痛といった行動災害の対策といたしまして、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営により、企業における自主的な安全衛生活動の機運醸成を図ってまいります。

働き方改革の浸透に伴い企業文化の見直しや生産性の向上が求められる一方で、労働者の安全や健康の確保、法定労働条件の遵守は変わらない課題として取り組む必要があります。皆様におかれましては、当行政に対する一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

栃木労働局からのお知らせ③（総務課）

栃木労働局人事異動（令和4年度）

（ ）内は旧官職・敬称略

《総務課》

総務企画官 鯉沼 和幸
（総務部・労働保険徴収室・室長補佐）
会計第一係長 池田 敬行
（栃木署・労災課・労災保険給付調査官）

《労働保険徴収室》

室長補佐 千明 厚
（労働基準部・健康安全課・課長補佐）
労災保険給付調査官 北條 幸子
（真岡署・労災課長）

労働保険適用指導官 大貫 文子
（雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官）

《雇用環境・均等室》

雇用環境・均等室長補佐 渡辺 浩正
（労働基準部・労災補償課・地方労災補償監察官）

《労働基準部》

部長 遠藤 光
（雇用環境・均等局・総務課・労働紛争処理業務室長補佐）

《監督課》

課長 梅村 渉介
（福井局・労働基準部・健康安全課長）
主任地方労働基準監察官 大貫 重範
（真岡労働基準監督・署長）
地方労働基準監察官 森田 祐一
（宇都宮署・副署長）

《賃金室》

室長補佐 成瀬 弘夫
（労働基準部・労災補償課・地方労災補償監察官）
賃金係長 木村 百合香
（労働基準部・健康安全課・健康安全係長）

《健康安全課》

課長 野澤 卓也
（大田原労働基準監督・署長）
課長補佐 福田 一司
（宇都宮署・業務課長）

《労災補償課》

労災保険調整官 齋藤 豪徳
（雇用環境・均等室長補佐）
地方労災補償監察官 片野 弘章
（総務部・総務課・課長補佐）
地方労災補償監察官 海老沢 広恵
（栃木署・労災課長）

《宇都宮署》

署長 井口 恵貴
（労働基準部・健康安全課・課長）

副署長

谷内 有
（宇都宮署・第一方面主任監督官）
第一方面主任監督官 川部 秀一
（栃木署・第一方面主任監督官）
第二方面主任監督官 鈴木 裕司
（労働基準部・監督課・監督係長）
第三方面主任監督官 小久 貴大
（東京局・雇用環境・均等室部 指導課）
安全衛生課長 増淵 豊
（大田原署・安全衛生課長）

《足利署》

監督課長 笠井 将寛
（栃木署・第三方面主任監督官）
安全衛生課長 檜山 正明
（日光署・地方産業安全専門官）
労災課長 藤田 薫
（鹿沼署 労災課長）

《栃木署》

署長 大島 充
（労働基準部・監督課・主任地方労働基準監察官）
副署長 中川 徹
（宇都宮署 第二方面主任監督官）
第一方面主任監督官 須藤 啓一
（大田原署・監督課長）
労災課長 二宮 一成
（足利署・労災課長）

《鹿沼署》

署長 内田 一弘
（労働基準部 監督課 監察監督官）
労災課長 星野 隆
（総務部・総務課・会計第二係長）

《大田原署》

署長 幸田 和則
（雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官）
監督課長 池田 英徳
（日光署・監督・安衛課長）
安全衛生課長 増淵 孝志
（足利署・安全衛生課長）

《日光署》

監督・安衛課長 大矢 崇道
（宇都宮署・労災課・労災保険給付調査官）
補償係長 小川 尊司
（労働基準部・賃金室・賃金主任）

《真岡署》

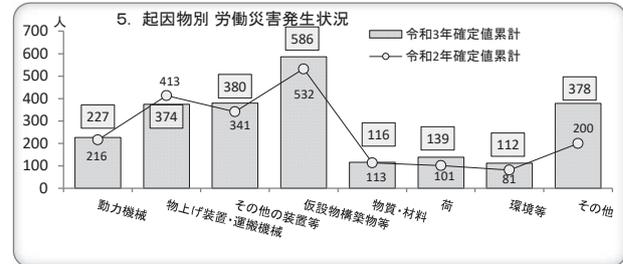
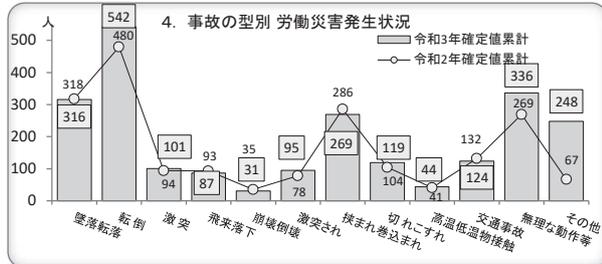
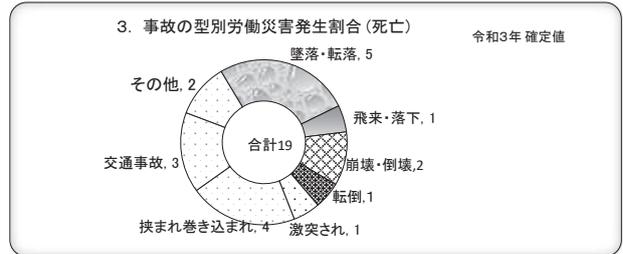
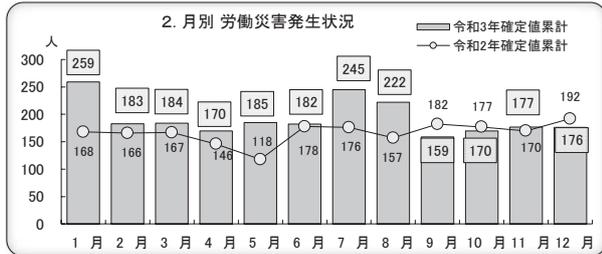
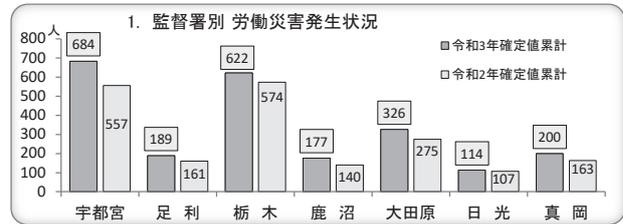
署長 常盤 宗孝
（鹿沼署・署長）
労災課長 藤野 直樹
（総務部・労働保険徴収室・適用第二係長）

栃木労働局からのお知らせ④（健康安全課） 労働災害発生状況（令和3年）

※休業4日以上^の死傷災害が大幅な増加となっているほか、死亡災害も111.1%増となっています。災害防止対策の徹底をお願いいたします。

（令和3年確定値）

区分	令和2年		令和3年		増減数	増減率（%）
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業業	1,997	9	2,312	19	+ 315	+ 15.8
製造業	503	2	603	2	+ 100	+ 19.9
建設業	200	3	227	6	+ 27	+ 13.5
道路貨物運送業	249		273	6	+ 24	+ 9.6
陸上貨物取扱業						
林業	18		19		+ 1	+ 5.6
第三次産業	960	4	1,104	3	+ 144	+ 15.0



栃木労働局からのお知らせ⑤（雇用環境・均等室）

栃木働き方改革推進支援センターのご案内

～新たに、働き方改革を広く支援する取組を行います～

働き方改革関連法の内容にとどまらない、

中小企業・小規模事業者等の働き方改革の取組を広く支援します！

具体的には・・・

- ①働き方改革（長時間労働の抑制、年休の取得促進、正社員とパート・有期契約等の労働者との不合理な待遇差の解消など）の取組支援
- ②テレワークの定着促進

- ③改正育児・介護休業法の周知
- ④男性の育児休業取得促進の取組支援
- ⑤仕事と育児や介護の両立支援
- ⑥不妊治療と仕事との両立への取組支援
- ⑦職場のハラスメント防止の取組支援

などを行います。

栃木働き方改革推進支援センターでは、①～⑦に関する相談対応やセミナーの開催のほか、会社まで専門家が伺いして制度の見直しをお手伝いしています。また、生産性向上や労働時間縮減、36協定、賃金引き上げなど働き方改革全般や利用できる助成金に関する相談も受け付け、中小企業・小規模事業者等の働き方改革の取組を支援しています。

当センターの支援は全て無料、オンライン相談も対応していますので、是非、ご利用ください。

栃木働き方改革推進支援センター（栃木労働局委託事業）

〒320-0075 宇都宮市宝木本町 1140-200
（県北出張所）

☎ 0800-800-8100

〒329-3157 那須塩原市大原間西 1-10-6
（県南出張所）

☎ 0800-800-8103

〒323-0023 小山市中央町 3-3-10 ロブレ 632 ビル B301

☎ 0800-800-8104



新たなくるみん認定制度のご案内

子育てサポート企業「くるみんマーク」が新しくなります！
新たな認定制度「トライくるみん認定」・
不妊治療と仕事との両立企業に「プラス」もスタート！

4月1日から、新たな認定制度「トライくるみん」が創設され、さらに、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度が新設されました。

●ポイント1

くるみん認定及びプラチナくるみん認定の認定基準を引き上げます。

■「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たした企業が、子育てサポート企業として受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されました。

■「プラチナくるみん認定」は、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されました。

●ポイント2

新たな認定制度「トライくるみん」が新設されました。

トライくるみんの認定基準は、現行のくるみん認定と同様です。

●ポイント3

不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定する制度が新設されました。3種類のくるみんマークに、それぞれ「プラス」が追加されます。

【新たなくるみんマーク】



※「おくるみ」の色が淡いピンク色

【プラチナくるみんマーク】



※マークの変更はありません

【トライくるみんマーク】



※「おくるみ」の色が淡い黄緑色



【詳しい認定基準はこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>

とちぎ労基連トピックス①

栃木労働局からの要請事項等一覧（前回掲載以降分）

- ⑥2 4年2月15日付け 栃木労働局長
（趣旨）春季における年次有給休暇の取得促進について周知協力依頼
- ⑥3 4年2月16日付け 栃木労働局長
（趣旨）除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について周知協力依頼
- ⑥4 4年2月28日付け 栃木労働局長
（趣旨）移動式クレーン構造規格で引用する日本産業規格の改正について周知依頼
- ⑥5 4年3月1日付け 栃木労働局長
（趣旨）令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について周知協力依頼
- ⑥6 4年3月2日付け 栃木労働局健康安全課長
（趣旨）規格不適合の墜落制止器具に関する注意喚起について周知依頼
- ⑥7 令和4年3月7日付け 栃木労働局長
（趣旨）事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について周知協力依頼
- ⑥8 令和4年3月17日 栃木労働局長
（趣旨）栃木県衣服製造業最低工賃の改正について広報依頼

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変わります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

＜令和4年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	① 労働者負担 (失業給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和4年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は

6月1日から7月11日までです。

電子申請・郵送による提出もご利用ください。

概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付しておりますが、最寄りの日本銀行蔵入代理店・郵便局等でも取り扱っております。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口提出してください。

なお、申告書作成の結果納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

年度更新申告書の審査業務や提出督促業務は、本年度も引き続き民間事業者に委託となり、申告書の記載内容の確認や提出督促のため、委託事業者から電話連絡を行う場合がありますのでご了承ください。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！！

★いつでもどこでも手続き可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

24時間365日、いつでも手続き可能です。

★簡単・スピーディーに申請！

大量の申請書類への記入も、データでスピーディーに処理できます。

毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけ！

入力チェック機能や計算機能で、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！

書類申請のための移動費・人件費などのコストを削減できます。

GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)

詳しくは、**栃木労働局労働保険徴収室 (028-634-9113)・労働基準監督署又は公共職業安定所** にお尋ねください。

中災防からのお知らせ 「ストップ熱中症クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)

職場の熱中症予防のためのチェックシート

☑ あなたの職場の対策は万全か、自主点検してみましょう！

<input type="checkbox"/> ① WBGT値(暑さ指数)を把握していますか	→	WBGT基準値を大幅に超える場所で作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。
<input type="checkbox"/> ② 休憩場所は整備していますか	→	涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物や設備(氷、おしぼり、シャワー等)なども備えましょう。
<input type="checkbox"/> ③ 緊急時に搬送を行う病院を把握していますか	→	近隣の病院、診療所の情報を把握した上で、救急処置の手順を関係者に周知しましょう。
<input type="checkbox"/> ④ 熱に慣れ、環境に適応するため、暑熱順化の期間を設けていますか	→	労働者が暑さに慣れない・適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしていきましょう。
<input type="checkbox"/> ⑤ 自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか	→	水分や塩分の摂取を確認する表を作るなどで摂取状況を確認し、徹底を図りましょう。
<input type="checkbox"/> ⑥ 労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか	→	クールジャケット、日よけ用の帽子、冷却グッズなどを活用しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑦ 睡眠不足・体調不良など労働者の健康状態に配慮していますか	→	朝礼などの際に、労働者の体調を確認し熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるかを確認しましょう。
<input type="checkbox"/> ⑧ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか	→	作業管理者や労働者に対し、熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置等について教育を行いましょう。
<input type="checkbox"/> ⑨ 身体を冷却できるアイススラッシャー(流動性の氷状飲料)などを準備していますか	→	体温上昇を抑えるため、アイススラッシャーなどを作業開始前や休憩時間中に摂取してフレクーリングを行いましょう。

中央労働災害防止協会(中災防)は、熱中症予防のための図書・用品をご用意しています。



図書・用品のお問い合わせは
中災防出版事業部
TEL 03-3452-6401 (受注専用)
URL <https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
<https://www.jisha.or.jp> 中災防 検索



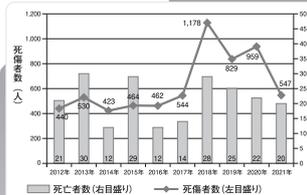
熱中症は屋外作業だけでなく、屋内作業でも多数発生しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため日常的になったマスク着用で、夏場は体温調節がしづらくなることによる熱中症も危険されています。さらに、テレワークの普及に伴い、在宅勤務中の適切な水分補給や暑熱順化についての周知も求められます。
2021年の職場における熱中症による災害は、死者数は2020年を下回ったものの、依然として厳しい事態となっています。
そこで厚生労働省と中央労働災害防止協会(中災防)をはじめとする労働災害防止団体などは、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(2022年5月1日～9月30日)を今年も積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。
早めの予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



職場における熱中症による死傷者数の推移

職場における熱中症による死傷者数は、2018年は一気に1,000人を超え、その後も500～900人台で推移し、高止まりの状態となっています。



※2021年の件数は2022年1月14日時点の速報値

WBGT計で確認しよう！

気温はさほど高くなくても、湿度が高い時には熱中症にかかる危険度が高まります。熱中症は、気温・湿度・風速・輻射熱が複雑に影響して起こります。
WBGT(湿球黒球温度)で示される暑さ指数の単位は、気温と同じ摂氏度(℃)ですが、その値は気温とは異なります。熱中症予防対策の指標として、WBGT指数計で確認し、適切な対策を講じましょう。

熱中症予防のための行動指針

WBGT値を知って熱中症予防!

- 危険 31℃以上 Danger!
- 厳重警戒 28～31℃ Severe Warning!
- 警戒 25～28℃ Warning!
- 注意 25℃未満 Caution!

これらは熱中症の危険サイン
すぐに医療機関を受診させましょう。

- 尿がしばらく出ていない場合
- 体温が38度以上ありそうな場合
- 1分間の心拍数が100以上ある場合
- 工具を落とす、転倒するなどの症状がある場合
- 言動がおかしい場合(意識障害がある)

熱中症の救急処置(現場での応急処置)

意識はありますか?

- 意識がない、呼びかけに応じない、全身が痛い等
- 意識は清明である

救急隊を要請してください

救急隊を待つ間...

- 涼しい環境へ避難。脱衣・冷却してください
- 水分・塩分を摂取させてください
- 体表面を露出させ、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けや横向きに寝かせ、足を上げて、頭部、わきの下、太ももの付け根などの大きな動脈が通っている部位を冷却剤などで冷やしましょう。
- 手足を末梢から中心部に向けてマッサージしましょう。

水分等を自力で摂取できない場合は...

医療機関へ搬送してください

中小規模事業場安全衛生相談窓口(9:00～17:00)

熱中症予防対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ!

TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター	TEL:011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	TEL:06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	TEL:022-261-2821	大阪労働衛生総合センター	TEL:06-6448-3464
関東安全衛生サービスセンター	TEL:03-5484-6701	中国四国安全衛生サービスセンター	TEL:082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	TEL:052-682-1731	同 四国支所	TEL:087-861-8999
同 北陸支所	TEL:076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	TEL:092-437-1664

令和 4 年度衛生管理者免許試験の準備講習・模擬試験開催のお知らせ

栃木地区出張特別試験が、今年は 11 月 3 日（木）宇都宮大学峰キャンパスで実施する予定で準備が進められています。（詳細は、関東安全衛生技術センター HP でご確認ください。）

昨年、栃木地区で出張特別試験が実施された際の衛生管理者免許試験の合格率は、

第一種衛生管理者 40.9%、第二種衛生管理者 45.4%

と第一種、第二種衛生管理者ともに、全国平均を下回る状況が続いています。原因としては、新傾向問題が増加するなど出題が難問化していることに加え、栃木地区会場受験者に準備不足で受験された方が多かったためと分析しています。

このため当連合会では、各科目について過去の試験の出題傾向を参考にしつつ、新傾向問題への対応も含めて合格率アップに重点をおいた受験準備講習会を下記の要領で開催することとしましたので、事業主の皆様には、受験希望者の受講についてご配慮下さいますようお願い致します。

記

1 準備講習及び模擬試験開催日

①第一種衛生管理者試験準備講習

7 月 19 日（火）～ 21 日（木）（3 日間連続の講習）

申込受付 5 月 19 日（木）～

8 月 17 日（水）～ 19 日（金）（3 日間連続の講習）

申込受付 6 月 17 日（金）～

②第二種衛生管理者試験準備講習

8 月 25 日（木）～ 26 日（金）（2 日間連続の講習）

申込受付 6 月 24 日（金）～

③第一種衛生管理者模擬試験

9 月 20 日（火） 午前・午後で 2 回の模試と解説を実施

申込受付 5 月 19 日（木）～

2 会場

栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

3 受講料（テキスト代・問題集代・消費税を含む）

①第一種衛生管理者試験準備講習 28,820 円

②第二種衛生管理者試験準備講習 20,240 円

③模擬試験 準備講習受講者 6,600 円

準備講習未受講者 7,700 円 + テキスト代（希望者）6,820 円

4 申込方法

電話で受講枠を確認し仮予約の上、当連合会のホームページから申込用紙をダウンロードし、FAX にてお申し込み下さい。URL 【 <http://www.tochikiren.or.jp> 】

5 申込先

（一社）栃木県労働基準協会連合会（営業時間 平日 9：00～17：00）

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL：028-678-2771 FAX：028-678-2775（Email：info@tochikiren.or.jp）

中小企業無災害記録第5種（金賞）が達成されました！

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細、申請方法は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028-678-2771）にお問い合わせください。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
大田原市	NNY 株式会社那須事業所	第五種 （金賞）	平成 23 年 8 月 4 日 ～令和 3 年 12 月 3 日	42 名
塩谷町	エーシーエム栃木株式会社 塩谷工場	第五種 （金賞）	平成 25 年 3 月 10 日 ～令和 3 年 10 月 4 日	56 名

2022年度各種技能講習等実施計画表(5~8月)

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
5	9(月)～10(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	建設産業会館	3/9(水)	4/25(月)
	16(月)～17(火)	有機溶剤作業主任者技能講習②	〃	3/11(金)	5/2(月)
6	2(木)～3(金)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/1(金)	5/19(木)
	6(月)～7(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	4/7(木)	5/23(月)
	9(木)～10(金)	安全管理者選任時研修①	護国会館	4/8(金)	5/26(木)
	13(月)～15(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	建設産業会館	4/14(木)	5/30(月)
	16(木)～17(金)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	4/15(金)	6/2(木)
	21(火)～22(水)	安全衛生推進者講習①(一般①)	護国会館	4/21(木)	6/7(火)
28(火)～30(木)	外国人技能実習制度養成研修①	建設産業会館	全基連	全基連	
7	4(月)～5(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	5/6(金)	6/20(月)
	11(月)～12(火)	有機溶剤作業主任者技能講習④	〃	5/11(水)	6/27(月)
	19(火)～21(木)	第一種衛生管理者試験準備講習①	〃	5/19(木)	7/12(火)
	26(火)～27(水)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/26(木)	7/12(火)
	28(木)～29(金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	建設産業会館	5/27(金)	7/14(木)
8	1(月)～3(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	6/1(水)	7/19(火)
	4(木)～5(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/3(金)	7/21(木)
	8(月)～9(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	6/8(水)	7/25(月)
	17(水)～19(金)	第一種衛生管理者試験準備講習②	〃	6/17(金)	8/3(水)
	25(木)～26(金)	第二種衛生管理者試験準備講習	〃	6/24(金)	8/17(水)
29(月)～30(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	6/29(水)	8/17(水)	

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。(※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。)

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(QRコード)

とちぎ労基連トピックス④ 「職長教育は最寄りの労働基準協会をご利用下さい」

労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から 職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます

「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに安全衛生教育の対象業種に追加

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業(すでに対象となっているうまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

該当する事業場の方は、**最寄りの労働基準協会**でお早めに受講申し込みを頂きますようお願いいたします。

地区労働基準協会情報

1 (一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 5月10日(火)～12日(木)
特殊健康診断(全日本労働福祉協会による巡回健診)
- ② 5月12日(木) 化学物質のリスクアセスメント実務研修
栃木県護国会館
- ③ 5月20日(金) 定時総会
コンサーレ
- ④ 5月30日(月) 特別教育の講師等打合せ会議
宇都宮市文化会館会議室
- ⑤ 6月13日(月) 宇都宮地区産業安全大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ⑥ 6月20日(月) 大谷地区一般・じん肺健康診断
城山地区市民センター
- ⑦ 6月21日(火) 氏家地区一般健康診断
氏家商工会
- ⑧ 6月23日(木)～24日(金) 第1回職長教育
栃木県護国会館
- ⑨ 7月11日(月) 有機溶剤作業主任者能力向上教育
栃木県護国会館

2 (一社) 足利労働基準協会 (0284-41-1190)

- ① 5月14日(土)～15日(日)、22日(日)
玉掛け技能講習会(開催協力)
わたらせ技能講習センター
- ② 5月20日(金) 令和4年度通常総会
ニューミヤコホテル本館
- ③ 6月2日(木)・3日(金)
安全管理者選任時研修
足利市民プラザ
- ④ 6月4日(土)～5日(日)、11日(土)
床上操作式クレーン運転技能講習(開催協力)
わたらせ技能講習センター
- ⑤ 6月9日(木) 労働安全研修会
足利市民プラザ
- ⑥ 6月18日(土)～19日(日)、25日(土)～26日(日)
フォークリフト運転技能講習(開催協力)
わたらせ技能講習センター
- ⑦ 6月20日(月) 足利地区THP・MS研究会総会
足利市民プラザ
- ⑧ 7月6日(水) 労働災害半減運動キャンペーン
足利市民プラザほか
- ⑨ 7月9日(土)～10日(日)、16日(土)
玉掛け技能講習会(第2回)(開催協力)
わたらせ技能講習センター

3 (一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 5月13日(金) 通常総会
サンプラザ
- ② 5月13日(金) 第2回理事会
サンプラザ
- ③ 5月26日(木)～27日(金) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所
- ④ 6月2日(木) 安全管理研修会
栃木市文化会館小ホール
- ⑤ 6月14日(火)～15日(水) 職長教育(第一回)
栃木商工会議所
- ⑥ 6月28日(火) リスクアセスメント実務担当者研修
栃木商工会議所
- ⑦ 6月予定(日程等未定)
栃木地区THP推進協議会総会・研修会
- ⑧ 7月29日(金)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
栃木商工会議所

4 (一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 5月10日(火) 令和4年度通常総会・第2回理事会
ホテルサンルート佐野
- ② 5月18日(水)～19日(木) 安全管理者選任時研修
佐野市勤労者会館
- ③ 6月3日(金) 産業安全部会・委託団体役員会
佐野市勤労者会館
- ④ 6月15日(水)～16日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者講習
(開催協力)
佐野市勤労者会館
- ⑤ 6月21日(火) 全国安全週間準備説明会
佐野市勤労者会館
- ⑥ 6月23日(木)～24日(金) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ⑦ 6月28日(火) 委託団体合同通常総会(会場未定)
- ⑧ 7月6日(水)～7日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者講習
(開催協力)
佐野市勤労者会館
- ⑨ 7月12日(火) リスクアセスメント構築講座
佐野市勤労者会館
- ⑩ 7月27日(水) フルハーネス型作業特別教育
佐野市勤労者会館

5 (一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 5月13日(金) 通常総会 (株)福田屋百貨店鹿沼店
- ② 5月26日(木) 鹿沼地区プレス災害防止協議会
通常総会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 6月7日(火) 林災防鹿沼分会 通常総会
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 6月14日(火) 全国安全週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 6月24日(金) 鹿沼木材木工業災害防止協議会
通常総会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 7月7日(木) 林災防鹿沼分会安全パトロール
鹿沼署管内
- ⑦ 7月28日(木) 鹿沼地区大会実行委員会 未定

6 (一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 5月13日(金) 理事会 (書面決議)
- ② 5月27日(金) 総務部会
カシマウエディングリゾート
- ③ 5月27日(金) 総会及び理事会
カシマウエディングリゾート
- ④ 6月7日(火)～8日(水)
事務組合年度更新手続き TOKOTOKOおたわら
- ⑤ 6月9日(木) 全国安全週間説明会
那須野が原ハーモニホール
- ⑥ 6月16日(木) 第2回雇入れ時等教育
県北体育館研修室
- ⑦ 6月28日(火)～29日(水) 第1回職長教育
県北体育館研修室
- ⑧ 7月7日(木)～8日(金) 安全管理者選任時研修
県北体育館研修室
- ⑨ 7月13日(水) 事業場パトロール (未定)
- ⑩ 7月28日(木)
第1回職長の能力向上教育(製造業)
県北体育館研修室

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 5月18日(水) 理事会・通常総会
日光市大沢公民館会議室
- ② 5月24日(火) 低圧電気取扱者特別教育
日光市大沢公民館会議室
- ③ 5月24日(火)～26(木)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 宇都宮市内
- ④ 5月30日(月) 職長の能力向上教育
日光商工会議所日光事務所会議室
- ⑤ 6月2日(木)～4日(土)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 宇都宮市内
- ⑥ 6月10日(金) 全国安全週間説明会
日光市大沢公民館会議室
- ⑦ 6月10日(金)
荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育
(林災防協力) 宇都宮市内
- ⑧ 6月14日(火) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光市大沢公民館会議室
- ⑨ 6月15日(水)～17日(金)
玉掛け技能講習(那須クレーン教習所協力)
日光市市民活動支援センター
- ⑩ 6月28日(火)～7月1日(金)
フォークリフト運転技能講習(林災防協力)
日光市大沢公民館会議室他
- ⑪ 7月13日(水)
第2種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 日光市内
- ⑫ 7月27日(水)～28日(木)
安全管理者選任時研修 日光市内
- ⑬ 7月28日(木)～29日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防協力)
宇都宮市内

8 (一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 5月16日(月) 定時総会及び第2回理事会
真岡市公民館西分館
- ② 5月25日(水)～26日(木) 職長教育
真岡市公民館西分館
- ③ 6月1日(水) 刈払い機取扱い安全衛生教育
真岡市公民館
- ④ 6月15日(水)～16日(木) 安全管理者選任時研修
真岡市公民館
- ⑤ 6月17日(金) 全国安全週間説明会
真岡市青年女性会館
- ⑥ 7月5日(火)～6日(水)
はい作業主任者技能講習(林災防協力)
真岡市公民館
- ⑦ 7月14日(木) リスクアセスメント実務研修
真岡市公民館

栃木労働局からのお知らせ⑧ (賃金室)

家内労働者のみなさま及び家内労働を委託されている方へ

栃木県衣服製造業最低工賃が令和4年4月21日から改正されました。

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で衣服製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者。

2 最低工賃額

衣服製造業の2の品目、35の工程・規格のうち、以下の2の品目、4の工程・規格の区分におけるそれぞれの金額欄に掲げる金額に改正されました。

品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	わき裏まつり(わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき <u>46円</u>
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき <u>7円</u>
婦人既製洋服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき <u>17円</u>
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき <u>24円</u>

栃木県衣服製造業最低工賃の一覧(2の品目、35の工程・規格)については、栃木労働局ホームページに掲載しております。

栃木県衣服製造業最低工賃について、詳しくお聞きになりたい方は、[栃木労働局労働基準部賃金室\(028-634-9109\)](http://www.tokushima-labour.com)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

無料「安全衛生相談」利用案内

～中小企業の安全衛生担当者の皆さん、職場の安全・衛生管理で疑問やお困りのことはありませんか？～

当連合会では、昨年度より中央労働災害防止協会から中小企業安全衛生相談事業を受託し、安全衛生に係る専門知識やノウハウを有する労働基準監督官 OB の相談員による、中小企業を対象とした電話、ファックス、メール、来所等による「無料安全衛生相談」を実施しております。

「法改正があったが、対応について教えてほしい」

「新規受注で新たな業務が生じるが、法的に必要な資格者や安全対策を教えてほしい」

「うちの会社に必要な健康診断や安全衛生関係の手続きについて確認したい」

等々、中小企業の事業主や安全衛生担当者の皆さんの疑問やお悩みに、労働基準監督官 OB の相談員が懇切丁寧にお答えしておりますので、お気軽にご利用ください。

※ファックス、メールでのご相談は24時間受け付けております。

※電話によるご相談は、平日の午前9時から午後4時30分の間に受け付けております。

※来所によるご相談は、平日の午前9時から午後4時までの間に当連合会事務所までお越しください。

(なお、来所相談をご希望の方は事前に電話予約をお願いいたします。)

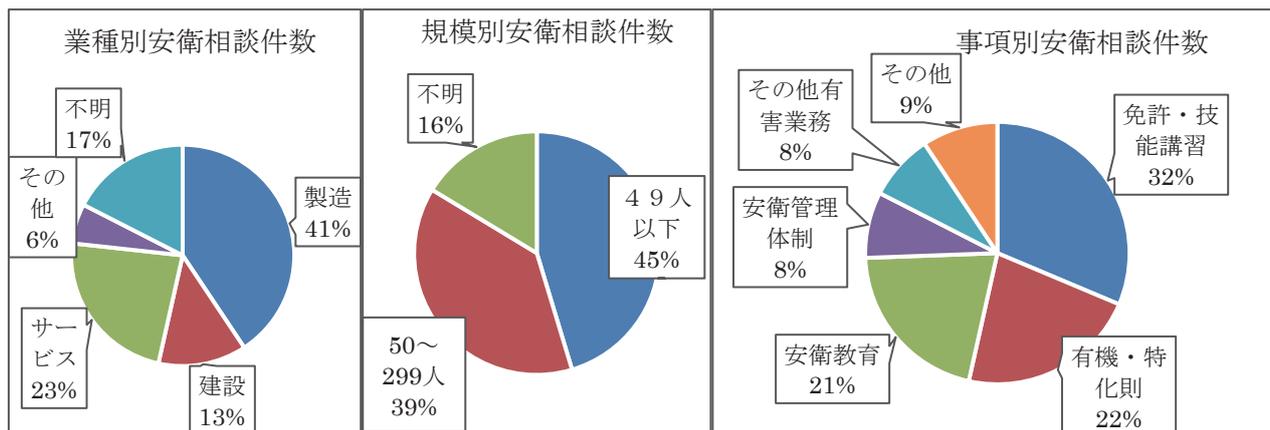
(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (〒 321-0933 宇都宮市築瀬町 1958- 1 栃木県建設業会館 4F)
TEL028-678-2771 FAX028-678-2775 (E-mail : info@tochikiren.or.jp)

～令和 3 年度安全衛生相談事業実施結果～

昨年度は、事業初年度にも拘わらず、一年間に 86 件もの多くのご相談を頂きました。

昨年度は特にアーク溶接に係る特化則改正への対応方法に関するものが多かったほか、安衛管理体制の整備、安衛教育から法解釈や各種ガイドラインの問い合わせなど、多岐にわたる相談が寄せられました。

相談結果の概況は以下の通りです。今年度も多くの皆様のご利用をお待ちしております。



安全衛生推進者又は衛生推進者の選任はお済ですか？

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する製造、建設、運輸、ホテル等の事業所では、安全衛生推進者、それ以外の商店、スーパー、飲食、医療福祉、保健金融等の業種では衛生推進者を選任し、安全衛生又は衛生に関する一定の業務を担当させることが労働安全衛生法で事業主に義務付けられており、未選任は法違反となります。

未選任の事業主の皆様は、お早めに各推進者養成講習の受講手続きをお願い致します。